

四国総合通信局の規正用無線局と 日本アマチュア無線連盟のガイダンス局との連携運用

令和7年10月23日(木)、徳島県徳島市眉山町の眉山公園花と鳥の展望広場前駐車場において、ルールに違反しているアマチュア無線局に対し、四国総合通信局の規正用無線局と一般財団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)四国地方本部のガイダンス局との連携運用を実施しました。

☆規正用無線局：国が開設した無線局で、違反運用を即時にやめるように直接メッセージを送出し指導します。

☆ガイダンス局：JARLが開設した無線局で、電波により適正な運用を確保するためメッセージを送出し広報を行います。

連携運用は、アマチュア無線局用に割り当てられた周波数の使用区別を守らない、運用に際して呼出符号を送出しないなどの違反に対して、四国総合通信局とJARLが連携して、無線局の正しい運用を促す目的で、電波で注意喚起のメッセージを送信します。

ルール違反の人に対して、まず、JARLのガイダンス局から電波法に基づいた適正な運用を広報するメッセージを送出し、その後、その違反状況が改善されない場合には四国総合通信局の規正用無線局から指導します。

当日は、午前10時から午前11時10分までの間に、144MHz帯及び430MHz帯で合わせて15回の通信を確認しました。そのうち、ガイダンス局から7回のアナウンス、その後、3回の規正用無線局による指導を行い、良好な無線局運用につなげることができました。

四国管内には、約15,600局のアマチュア無線局があります。当局においては、アマチュア無線局の違反運用に関連して、今年度は16件(10月末現在)の申告が寄せられています。

また、今年度は、違反運用に対し、3件の文書指導を行っているほか、規正用無線局から29回の指導のメッセージを送出しています(10月末現在)。

今後も四国総合通信局の規正用無線局とJARLのガイダンス局の連携運用を実施することにより、正しい電波利用の普及に努めます。



実施場所の様子



連携運用の様子

規正用無線局とガイダンス局の連携運用の流れ

呼出符号(コールサイン)を送出しないアマチュア無線局を発見！

JARLガイダンス局から広報

「こちらは、アマチュアガイダンス〇〇(数字)です。コールサインの送出は無線局運用規則第30条の規定により義務付けられています。コールサインは省略せず、分かりやすく正確に送出してください。」

改善

改善されない場合

当局の規正用無線局から指導

「こちらは、電監規正松山可搬〇〇(数字) 総務省四国総合通信局です。アマチュア無線は呼出名称を使用して正しく運用しましょう。

なお、無線局の免許を受けずに運用すると、電波法により1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金を課せられることがあります。」

改善

改善されない場合

再度当局の規正用無線局から指導

※上記の例は、呼出符号(コールサイン)を送出しないアマチュア無線局への対応の例です。

この他、アマチュア無線局用の周波数の使用区別に従わない通信、アマチュア無線以外の業務用の通信の場合にもメッセージを送出します。